

一言物申す・・・堺自殺偽装について

紀州ドンファンのも物申すでも記載したが、つまり最初の出発点は所謂「行政解剖でも」である。この堺自殺偽装事件も司法解剖ではない。よって我々のような法医のプロはノータッチである。

百歩譲って一応この事件の解剖着手した医師は解剖可能な人物である。その点を私は問題にしているわけではない。

その後つまり裁判ありきと考えていないことである。

つまり何らかの進展がありこの解剖した臨床医に証拠物の提出や調書を取ろうとしても多分追及すると最終的にはよくわかりませんやら、検事に裁判出廷を申し込まれてもあまり言うことは無いとか所謂「暖簾に腕押し状態」で終わるだろう。我々法医はただ司法解剖を施行するだけではない。そのあとまで完全に責任を持つことを信念としている。法医の責務とはあらゆることを想定してありとあらゆる体液成分を何年も良状態で保管することはもちろん解剖前に撮影した全身の3D構築機能付属のCTスキャンでしかも1mmスライスという途方もない情報を外付けHDDで永久保存している(現在約2000体弱)。警察も司法解剖と行政解剖のこの大差を本当に自覚している検死調査課の人間は悲しかな殆どいないと思われる。

担当課の解剖しておればよいという考えはこの対極にある司法解剖と行政解剖の意味を知らないことは非常に怖いことです。

この事件も司法解剖ではないので検察庁も裁判所も関与や周知はしていません。この事件も後手後手に回ることを避け大阪府警は現在、現任に必死のパッチでしょうね。

近畿大学医学部法医学教室

教授 巽 信二